労働者派遣基本契約書

　（派遣元）○○○○（以下「甲」という。）と（派遣先）○○○○（以下「乙」という。）は、甲が雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を乙に派遣するにあたり、以下のとおり労働者派遣基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条　（派遣契約）

甲は、派遣労働者を派遣し、乙の指揮監督のもと乙の事業に従事させることとし、乙は甲からの派遣労働者を受け入れる。

第２条　（個別契約）

１　甲及び乙は、甲が乙に労働者を派遣する都度、労働者派遣に必要な細目について個別に労働者派遣契約（以下「個別契約」という。）を締結する。

２　本契約に定める事項は、特に定めのない限り、本契約期間内に甲乙間において締結される全ての個別契約に適用される。

３　個別契約の内容が本契約と異なるときは、特に定めのない限り個別契約が優先するものとする。

第３条　（派遣料金の支払い）

１　乙は、個別契約に定めるところに従い、甲に対して派遣料金を支払う。

２　乙は、甲に対し、速やかに前項の派遣料金の算出根拠を書面により通知しなければならない。

３　派遣労働者が、欠勤、遅刻、早退、年次有給休暇の取得により、個別契約に定める就業時間に就労しなかったときは、甲は、当該時間分の派遣料金を乙に対して請求することができない。

４　個別契約期間中といえども、業務内容の著しい変更等により、料金の改定の必要が生じたときは、甲乙協議のうえ料金の改定をすることができる。

第４条　（派遣労働者の選定）

甲は、個別契約に基づいて派遣労働者を派遣するにあたり、派遣業務の遂行に必要とされる技術、知識、能力等を有する者を選定する。

第５条　（派遣労働者の管理・確保）

１　甲は、派遣労働者に対し、乙の業務遂行に支障が生じることのないよう、適切な労務管理を行わなければならない。

２　乙は、派遣労働者が、乙における業務を遂行するにあたり、著しく不適当であると認めるときは、甲乙協議のうえ、派遣労働者を変更することができる。

第６条　（責任者）

本契約における責任者は以下のとおりとする。

　　　甲：派遣事業部主任　○○○○　　ＴＥＬ ○○○○

　　　乙：○○課主任　　　○○○○　　ＴＥＬ ○○○○

第７条　（業務指揮）

１　乙は、甲より派遣された派遣労働者が、乙の業務を遂行するにあたり、必要な指揮命令をすることができる。

２　乙は、個別契約に定める就業条件等に違反して、派遣労働者を使用してはならない。

第８条　（安全、衛生）

乙は、派遣労働者が業務に従事するにあたり、生命、身体の安全及び衛生に配慮する義務を負う。

第９条　（便宜供与）

乙は、派遣労働者に対し、乙の従業員が利用する診療所、食堂その他の施設又は設備について、乙の従業員と同様の条件で利用することができるよう便宜を図るものとする。

第１０条　（苦情処理）

１　本契約における甲及び乙の苦情処理の申出先は以下のとおりとする。

　　　甲：派遣事業部主任　○○○○　　ＴＥＬ ○○○○

　　　乙：○○課主任　　　○○○○　　ＴＥＬ ○○○○

２　前項に定める者が苦情の申出を受けたときは、甲乙協議のうえ誠意をもって迅速に対処に当たるものとする。

第１１条　（費用）

派遣労働者が乙の業務を遂行する際に必要となる、設備利用費、事務費、光熱費及び通信費等の一切の費用は、乙の負担とする。

第１２条　（守秘義務）

１　甲及び乙は、本契約期間中はもとより終了後も、本契約に基づき相手方から開示された情報を守秘し、第三者に開示してはならない。

２　前項の守秘義務は、開示された情報が以下のいずれかに該当する場合には適用しない。

①　公知の事実又は当事者の責に帰すべき事由によらずして公知となった事実

②　第三者から適法に取得した事実

③　開示の時点で保有していた事実

④　法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

第１３条　（解除）

１　甲又は乙が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方は催告及び自己の債務の履行の提供をしないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合でも損害賠償の請求を妨げない。

①　本契約の一つにでも違反したとき

②　一般労働者派遣事業の許可を取り消されもしくは事業停止命令を受け、又はその有効期間の更新ができなかったとき

③　差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき

④　破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始等の申立てがなされたとき

⑤　自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が１回でも不渡りとなったとき、又は支払停止状態に至ったとき

⑥　合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更又は解散決議がなされたとき

⑦　その他、支払能力の不安又は背信的行為の存在等、本契約を継続することが著しく困難な事情が生じたとき

２　乙は、派遣労働者の国籍、信条、性別、社会的身分又は派遣労働者が労働組合の正当な行為を行ったことを理由として、本契約及び個別契約を解除することはできない。

３　乙が、自己の都合により、派遣期間満了前に本契約を解除するときは、以下の各号の義務を負う。

①　解除の３０日以上前に甲及び派遣労働者に対し、解除の申入れをすること

②　派遣労働者に対し、解除日から派遣期間満了日までの賃金の半額に相当する額の賠償金を支払うこと

③　派遣労働者に対し、書面により本契約解除の理由を明示すること

４　甲及び乙は、派遣労働者の責に帰すべき事由なしに、派遣期間満了前に本契約が解除されるときは、派遣労働者の新たな就業機会を確保するよう努め、新たな就業機会を確保できないときは、甲乙は、本契約の解除に伴う派遣労働者への休業手当、その他の費用の負担につき協議して定める。

第１４条　（損害賠償）

１　派遣業務の遂行にあたり、派遣労働者が故意又は過失により乙に損害を与えた場合、甲は乙に、その生じた損害を賠償するものとする。ただし、その損害が乙の派遣労働者に対する指揮命令等によって生じたと認められる場合にはその限りではない。

２　前項の場合において、その発生した損害が、派遣労働者の故意又は過失と、乙の派遣労働者に対する指揮命令等の双方に起因するときは、甲と乙は、協議のうえ、当該損害の負担割合を決めるものとする。

第１５条　（遅延損害金）

乙が本契約又は個別契約に基づく金銭債務の支払いを遅延したときは、乙は甲に対し、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年１４．６％（年３６５日日割計算）の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第１６条　（契約期間）

本契約の有効期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとし、期間満了の１か月前までに甲乙いずれからも書面による異議がなされないときには、本契約は期間満了の翌日から起算して、同一内容にて更に１年間延長されるものとし、それ以後も同様とする。

第１７条　（反社会的勢力の排除）

１　甲及び乙は、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

①　反社会的勢力に自己の名義を利用させること

②　反社会的勢力が経営を実質的に支配していると認められる関係を有すること

２　甲又は乙は、前項の一つにでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

３　本条の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

第１８条　（協議解決）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

第１９条　（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、訴額等に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

　本契約締結の証として、本契約書２通を作成し、甲乙相互に署名又は記名・捺印のうえ、各１通を保有することとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（許可番号／届出受理番号）

般○○ - ○○○

　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞